



「大府市感染症対策条例」を制定 ～市民の生命および健康を保護します～

大府市は、感染症に対する対策の強化を図り、市民の生命および健康を保護し、ならびに市民生活および市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とした「大府市感染症対策条例」を制定します。

市は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、新型コロナウイルス感染症対策基金の設置や医療機関等への支援など、感染防止対策に全力で取り組んでまいりました。今後も引き続き、感染被害の拡大と社会への影響を、新型コロナウイルスに限らず、新たな感染症にも対応するため、市、市民および事業者の責務、市の推進する施策、感染拡大防止のための体制整備等を定め、感染拡大防止のための施策を積極的に進めていきます。

なお、市の感染症対策に関する条例は、愛知県内で2番目の制定になる予定です。

■大府市感染症対策条例の概要

(1) 目的

この条例は、本市における感染症に対する対策の強化を図り、市民の生命及び健康を保護し、並びに市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とします。

(2) 定義

この条例において「感染症」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等、法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症その他市長が指定する感染症をいいます。

(3) 市の責務、市民の責務、事業者の責務

次のとおり、市、市民及び事業者の責務を定めます。

ア 市の責務

- ・感染症が発生したとき、又はそのおそれがあるときは、市内における発生及びまん延を防止するために必要な対策を的確かつ迅速に実施しなければならないものとします。
- ・感染症に関する正確かつ最新の情報の収集、整理及び発信に努めなければならないものとします。この場合において、患者等及びその家族等の個人情報の保護に留意しなければならないものとします。

イ 市民の責務

- ・感染症に関する正しい知識を習得し、感染症の予防及びその拡大の防止に十分注意



を払うよう努めなければならないものとします。

- ・日常生活及び社会生活において、咳エチケット、手洗い等の手指衛生の励行、衛生資材の適切な処理その他の感染防止対策を実践するとともに、感染症の拡大を防止するため、密閉された空間、密集した場所及び密接する場面の回避、マスクの着用等に努めなければならないものとします。
- ・市が実施する感染症対策に協力するよう努めなければならないものとします。

ウ 事業者の責務

- ・事業者は、感染症に関する正しい知識を習得し、感染症の予防及びその拡大の防止に十分注意を払うとともに、自己の管理する施設又は場所において、適切な感染防止対策を講ずるよう努めなければならないものとします。
- ・市が実施する感染症対策に協力するよう努めなければならないものとします。

(4) 施策の推進

市長は、本市において感染症が発生したとき、又はそのおそれがあるときは、次に掲げる施策を推進するものとします。

- ア マスク及び消毒液等の物資並びに資材の提供及び貸与
- イ アに規定する施策の実施に係る事業者との連携
- ウ 感染症に関する正しい知識の普及及び啓発
- エ 市が管理する施設における利用制限その他の感染防止対策
- オ 感染症の患者等及びその家族に対する支援
- カ 感染防止対策に協力する医療機関等に対する支援
- キ 教育委員会に対する小中学校等における必要な措置の要請
- ク 児童福祉施設、高齢者施設及び障がい者施設に対する支援
- ケ 市民生活の維持に係る支援
- コ 事業者に対する事業の継続に係る支援
- サ 感染症の発生段階に応じた相談体制の整備
- シ その他市長が必要と認める施策

(5) 差別的取扱い等の禁止

何人も、感染症の患者等及びその家族、医療従事者等に対して、感染症にかかっていること又はそのおそれがあること等を理由として、差別的取扱い又は^{ひぼう}誹謗中傷をしてはならないものとします。

■参考資料

- ・大府市感染症対策条例（案）概念図

No. 2

8月定例記者会見資料
令和2年8月26日



【問い合わせ先】

大府市健康増進課

担 当：佐々木 友美子（ササキ ユミコ）

電 話：0562-47-8000

F A X：0562-48-6667

E-mail：hkn-c@city.obu.lg.jp